



栃木県公報

令和5(2023)年
10月27日(金)
第450号

目次

告示

- 鳥獣保護区の変更..... 781
- 鳥獣保護区の存続期間の更新..... 785
- 特別保護地区の指定..... 791
- 特定猟具使用禁止区域の指定..... 796
- 特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正..... 814
- 同..... 814
- 同..... 814
- 同..... 814
- 県営土地改良事業計画変更の決定..... 814
- 道路の区域の変更..... 815
- 道路の供用開始..... 816
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援
法人の指定..... 816

公告

- 患畜の届出..... 816
- 開発行為の工事完了..... 817

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定..... 817

告示

栃木県告示第386号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第2項の規定により鳥獣保護区を変更するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年10月27日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥 獣 保 護 区 の 存 続 期 間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 す る 指 針
日光 鳥 獣 保 護 区	1 区域 日光市山内地内の県道日光今市線と一般国道120号との交点を起点とし、同所から同国道を西進し日光市道日32127号線との接点に至り、同所から同市道を北進し林道御堂山線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み女峰山登山道と	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分大規模生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該地域は、栃木県北西部の日光国立公園内に位置し、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して、森林性の鳥類として

の交点に至り、同所から同歩道を西進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を北進し平成30年度樹立（令和3年度変更）鬼怒川森林計画区日光地区31林班と32林班との林班界に至り、同所から同林班界を南東に進み日光地区32林班ア準林班3A小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界に至り、同所から同境界を北進し日光地区32林班ア準林班3C小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界に至り、同所から同境界を北西に進み天狗沢第三床固に至り、同所から日光地区32林班ア準林班1小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界を北東に進み稲荷川滝尾堰堤に至り、同所から同河川右岸を南東に進み県道日光今市線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域及び日光市中宮祠地内の一般国道120号と第一いろは坂との交点を起点とし、同国道を南東に進み第二いろは坂との交点に至り、同所から同坂を西進し国有林日光市林管理署615林班り小班と民有林との林班界に至り、同所から同林班界を南進し同国有林615林班ち小班とり小班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し同国有林228林班と615林班との林班界に至り、同所から同林班界を北西に進み同国有林615林班と1128林班との林班界に至り、同所から同林班を南西に進み

キビタキ、メジロ、ヤマガラ等、獣類としてニホンジカ、ニホンザル等多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型ほ乳類が生息している。

このため、当地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、県指定鳥獣保護区の区域を拡張し、存続期間を更新するものである。

3 保護管理方針

- (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

同国有林1127林班と1128林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し日光市中宮祠と同市足尾町との字界に至り、同所から同字界を南西に進み中禅寺湖スカイラインとの交点に至り、同所から同道路を南西に進み国有林日光森林管理署233林班と265林班との林班界の尾根に至り、同所から同尾根を南進し赤倉山山頂に至り、同所から国有林と民有林との境界を南西に進み日光地区24林班カ準林班16小班と24小班との境界の尾根に至り、同所から同尾根を西進し足尾ダムに至り、同所から日光市道足101001号線を南進し日光市道足122001号線との接点に至り、同所から同市道を西進し林道舟石線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み舟石沢との接点に至り、同沢を南進し庚申川との合流点に至り、同所から同河川を西進し国有林日光森林管理署253林班と254林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し栃木県と群馬県との行政界に至り、同所から同行政界を北進し日光市湯元と同市川俣との字界に至り、同所から同字界を東進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南西に進みさらに北西に進みさらに南進し野州原林道に至り、同林道を西進し日光二荒山神社中宮祠から志津小屋に至る山道に至り、同山道を南西に進み日光地区59林班イ準林班3A小班と2E小

	<p>班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区59林班イ準林班3 A小班と1 D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区58林班ウ準林班4 A小班と2 D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区58林班ウ準林班とイ準林班との境界に至り、同所から同境界を南西に進み日光地区57林班イ準林班5 A小班と4 E小班との境界に至り、同所から同境界を南進し日光地区57林班イ準林班5 A小班と3 D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区57林班ア準林班7 A小班と6 D小班との境界に至り、同所から同境界を南西に進み日光地区56林班と57林班との境界に至り、同境界を南東に進み国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南東に進み一般国道120号との接点に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 21,792ヘクタール</p>		
鹿沼岩山鳥獣保護区	<p>1 区域 鹿沼市下沢地内県道鹿沼日光線と市道0009号線との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道2217号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2006号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0009号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0308号線との交点に至り、同所から同市道を南</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、鹿沼市東部の日光・足尾山系から平地へ伸びる裾野に位置し、スギ、ヒノキ等の針葉樹植林やコナラ等を主とした落葉広葉樹林など林相に富む地域である。このような自然環境を反映して、ニホンジカ、ニホンカモシカ等の中型ほ乳類やキビタキ、オオルリ等の森林性鳥類が生息し、里地から平地の山林生息系が見られる。</p> <p>このため、当地域は鳥獣の生息に</p>

	<p>東に進み市道1065号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1873号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1041号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道板荷玉田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道1039号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道0013号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進みさらに西進し東武鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同鉄道を南東に進み市道0348号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道0002号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道上日向山越線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道鹿沼日光線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 1,011ヘクタール</p>		<p>適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の区域を拡張し、存続期間を更新するものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
--	--	--	--

栃木県告示第387号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年10月27日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥 獣 保 護 区 の 存 続 期 間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 す る 指 針
羽 黒 山 鳥 獣 保 護 区	1 区域 宇都宮市中里町地内の県道藤原宇都宮線と宇都宮市道10010号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し県道小林逆面線との交点に至り、同所から同県道を北進し	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分森林鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該地域は宇都宮市の北部に位置し、針葉樹林、落葉広葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映してノスリ、シジュウカラなどを始め多様な鳥類が

	<p>宇都宮市道10002号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み宇都宮市道13032号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み宇都宮市道13007号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道藤原宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 700ヘクタール</p>		<p>生息している。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>野 木 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 小山市間々田地内のJR東北本線と県道明野間々田線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み小山市道35号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道3248号線に至り、同所から同市道を西進し県道東野田古河線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み野木町道南赤塚10号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道南赤塚12号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道南赤塚中谷2号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道中谷南赤塚5号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道1幹線6号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道佐川野友沼線との交点に至り、同所から同県道を東進し町道潤島12号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道区画街路62号線との直線距離が最短となる地点に至り、同所から最短距離を通過して町</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、小山市の南部、野木町の東部にまたがり、ラムサール条約登録湿地である渡良瀬遊水地にも比較的近い区域である。区域内には農地が多く広がりコナラやシイ・カシ類等から成る広葉樹林やスギ・ヒノキ等から成る針葉樹林等多くの平地林が成立している。</p> <p>このような環境を反映して森林性のものから水鳥まで多様な鳥類が生息しており、ハヤブサ(絶滅危惧Ⅱ類)やチュウサギ(準絶滅危惧種)の生息も確認されている。</p> <p>また区域内には市街地や住宅地も含まれ、市街地及びその近郊における鳥獣の良好な生息地として、確保する必要があると認められる。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

	<p>道区画街路62号線に至り、同所から同町道を北西に進み野木町認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を北進し町道潤島64号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道2級幹線10号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進みJR東北本線との交点に至り、同所から同鉄道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 1,510ヘクタール</p>		
<p>岩 崎 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 佐野市岩崎町地内の市道6069号線と県道作原田沼線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道6088号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み八幡宮参道入口に至り、同所から同参道を西進し八幡宮に至り、同所から三床山山頂(三角点334.9)へ向かう稜線を西進し三床山山頂に至り、同所から北西に向かう稜線(岩崎町境界)を進み、岩崎町、梅園町及び長谷場町の境界点に至り、同所から愛宕山頂(三角点350.7)へ向かう稜線を東進し同山頂に至り、同所から南東に向かう稜線を進み市道6069号線に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 410ヘクタール</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、佐野市中央部に位置し、佐野市岩崎町の集落を囲む低山区域である。区域内にはスギ、ヒノキ、アカマツ等から成る針葉樹林、コナラ、クヌギ、クリ等から成る広葉樹林が形成されており、このような自然環境を反映して、森林性鳥類としてオオルリやキビタキ等、獣類としてアカギツネやツキノワグマ等が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載されているサシバ(絶滅危惧Ⅱ類)やサンコウチョウ(準絶滅危惧)等の希少種の生息も確認されているほか、国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカの生息も見られる。</p> <p>このため、当地域は、森林性野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査し</p>

			た上で許可するものとする。
坂上小学校 鳥獣保護区	<p>1 区域 河内郡上三川町大字坂上地内の上三川町道1-16号線と県道宇都宮結城線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し上三川町道5-030号線との交点に至り、同所から同町道を東進し上三川町道2-20号線との交点に至り、同所から同町道を南進し上三川町道5-016号線との交点に至り、同所から同町道を東進し江川右岸(三ッ家橋)に至り、同所から同河川右岸を南進し上三川町道1-16号線との交点(三本木橋)に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 32ヘクタール</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、上三川町の南部に残された樹林帯であり、メジロ、シジュウカラを始めとする多様な鳥類が生息している。 今後とも身近な自然とふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 保護管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
城間 鳥獣保護区	<p>1 区域 那珂川町富山地内の一級河川那珂川左岸と一級河川富山川右岸との交点を起点とし、同所から那珂川左岸を北進し農道に至り、同所から同農道を東進し主要地方道那須・黒羽・茂木線と林道城間線との交点に至り、同所から同林道を東進し松林寺参道との交点に至り、同所から同参道を南東に進み松林寺に至り、同所から通称中窪沢を南進し愛宕山山頂に至り、同所から二荒山神社に向かう尾根を南西に進み二荒山神社に至り、同所から那珂川町大字富山字船渡に達する山道を南進し一級河川富山川右岸に至り、同所から一級河川富山川右岸を西進し起点に至る</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 野生鳥獣の保護繁殖と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 保護管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

	<p>線に囲まれた一円の区域 2 面積 45ヘクタール</p>		
<p>那珂川町青少年 旅行村 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 那珂川町小砂地内の町道小砂矢倉線と一般県道小砂・小口線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し南平台入口私道との交点に至り、同所から私道を南平台方面に南進しさらに北進し町道南平広瀬線との交点に至り、同所から同町道を北進し一般県道小口・黒羽線との交点に至り、同県道を北進し町道小砂矢倉線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 210ヘクタール</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、一級河川那珂川の左岸丘陵地に広がる八溝県立自然公園の南東に位置しており、とちぎの景勝100選に選定された景勝地である。 「那珂川町青少年旅行村」は、那珂川グリーンヒルの運営する屋外活動施設であり、コナラ・クヌギ・アカマツを中心とした自然林に囲まれ野生鳥獣の生息地に適しているため、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>斗光ヶ丘 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 塩谷郡塩谷町大字大宮地内町道大宮佐貫線と町道風見泉線との交点を起点とし、同所から町道風見泉線を約140メートル北進し地類界との交点に至り、同所から同地類界を約560メートル北進し農道との交点に至り、同所から同農道を約40メートル東進し用水路との交点に至り、同所から同用水路を南進し地類界との交点に至り、同所から同地類界を約600メートル南進し用水路との交点に至り、同所から同用水路を東進しさらに大宮小学校西側の用水路を約110メートル南進しおおみや保育所に通じる車道に至</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、塩谷町大宮地区中心部より西側にある田園地帯であり、サシバやアカゲラ、シロハラを始めとする多様な鳥類が生息している。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

	<p>り、同所から同車道を西進しおおみや保育所入口を経由して宝福寺入口に至り、同所から宝福寺境内地南側敷地界を西進し農道との交点に至り、同所から同農道を南進し町道大宮佐貫線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 15ヘクタール</p>		
那須スポーツパーク 鳥獣保護区	<p>1 区域 大田原市湯津上2664番地2号外49筆の那須スポーツパークの敷地全域</p> <p>2 面積 47ヘクタール</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須野が原扇状地の先端部、大田原市湯津上のほぼ中央部の丘陵地に位置している。 「那須スポーツパーク」は、公益財団法人東京海上スポーツ財団の運営する屋外活動施設であり、西側に事務棟、宿泊棟、テニスコート等の施設があり、そのほかは、ほぼ全域がアカマツ林となっている。 東側には、小規模ながらゼンソウ集落がみられるなど、自然環境に恵まれた地域である。食餌木等も豊富であり、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 保護管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
芦野・遊行柳 鳥獣保護区	<p>1 区域 那須郡那須町大字芦野地内主要地方道大子・那須線と町道横町～西坂線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し町道横町～大平線との交点</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須町大字芦野地区に位置し、東側に「芦野緑地環境保全地域」を含み、芭蕉の句で有名な遊行柳が隣接している。</p>

に至り、同所から町道横町～大平線を北西に進み旧那須町立芦野小学校敷地西側境界との交点に至り、同所から同境界を北東に進み、主要地方道大子・那須線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北進し町道白井～小山線との交点に至り、同所から同町道を北進し認定外水路左岸との交点に至り、同所から同水路左岸を北東に進み町道峯岸～吉野目線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み令和2年度樹立(令和3年度変更)那珂川地域森林計画区芦野・伊王野地区第21林班東側境界(地類境)との接点に至り、同所から同東側境界を南西に進み主要地方道大子・那須線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域及び同区域内温泉神社から遊行柳を経て、町道小山～峯岸線との交点に至る参道の区域

2 面積
32ヘクタール

区域の南西端に旧那須町立芦野小学校が位置する。

区域内の林況は、大部分がスギ、ヒノキ等の造林地であるが、一部アカマツが点在し、また、クスギ・コナラ等の広葉樹林もあり、野生鳥獣の良好な生息環境を形成している。

このように、当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。

3 保護管理方針

- (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

栃木県告示第388号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年10月27日

栃木県知事 福田 富一

特別保護地区の名称	特別保護地区の区域及び面積	特別保護地区の存続期間	特別保護地区の保護に関する指針
切込刈込湖特別保護地区	1 区域 国有林日光森林管理署1092林班口2小班、1097林班ろ、は、に1、に2、ほ、へ、と、り、イ1、イ2、	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区 2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれ

	<p>ロ小班、1098林班 い～は、イ1～ロ 小班の一円の区域 2 面積 552ヘクタール</p>		<p>る地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、当区域は切込湖刈込湖を含み、オオシラビソ、コメツガ等を中心とした天然林等の多様な自然が多く残されていることから、ニホンカモシカなどの大型獣類や、ウグイス、センダイムシクイなどの森林性鳥類が数多く生息し、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>湯ノ湖 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林 管理署1065林班は 1、は2、に、ほ 小班の一円の区域 2 面積 72ヘクタール</p>	<p>令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、湯ノ湖地域は、湯ノ湖とその周辺のシラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、マガモ、キンクロハジロなどの水鳥類や、コマドリ、コルリなどの森林性の鳥類が数多く生息しており、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となつて</p>

			<p>いる。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>前 白 根 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1041林班、1042林班、1043林班、1091林班い1、い2、ろ、は、ロ1、ロ2小班の一円の区域</p> <p>2 面積 817ヘクタール</p>	<p>令和 5 (2023)年11月1日から令和15 (2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、前白根の区域は、シラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、コマドリ、コルリなどの森林性の鳥類が数多く生息し、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

<p>戦場ヶ原 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林 管理署1052林班 は、イ小班、1054 林班、1061林班イ 小班、1102林班 る2、か、二2小 班、1103林班イ、 ハ2、ハ4小班の 一円の区域</p> <p>2 面積 331ヘクタール</p>	<p>令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体 山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけ ての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹 林帯等この地域を代表する森林植生が含ま れる地域である。このような自然環境を反映し て森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホン ザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、 イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域 に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地 域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、戦場ヶ原 の区域は、戦場ヶ原・小田代原湿原を中心と し、地形は高層湿原、河川、森林と変化に富 んでいる。マガモなどの水鳥類、クマタカ、 イヌワシ等の猛禽類、コマドリ、コルリ等の 森林性の鳥類が数多く生息し猛禽類や大型哺 乳類を含む多様な鳥類が生息するための中核 的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区 の中でも特に保護を図る必要がある区域であ ると認められることから、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地 域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図 るものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の 点検及び必要に応じ設置を行う。また、随 時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合に は、被害の状況、講じられている防除対策 等を十分に審査した上で許可するものとし る。</p>
<p>西ノ湖 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林 管理署1001林班、 1002林班い小班、 1012林班い小班、 1013林班い1、い 2小班の一円の区 域</p> <p>2 面積 107ヘクタール</p>	<p>令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体 山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけ ての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹 林帯等この地域を代表する森林植生が含ま れる地域である。このような自然環境を反映し て森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホン ザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、 イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域</p>

			<p>に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、西ノ湖の区域は、西ノ湖を中心とし周囲はシラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、マガモ、キンクロハジロ等の水鳥類、アカゲラ、コマドリ等の森林性の鳥獣が数多く生息し、ツキノワグマが採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥類が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>中 禅 寺 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1115林班、1116林班は小班、1117林班、1118林班、1119 林班、1120林班、1121林班、1122林班ほ、へ、と小班の一円の区域</p> <p>2 面積 689ヘクタール</p>	<p>令和 5 (2023)年11月1日から令和15 (2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、中禅寺湖南側の区域は、コメツガ、ブナ、ミズナラ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、クマタカやツキノワグマが採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理</p>

			<p>並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>庚申山 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署255林班ほ小班、256林班は小班、263林班よ、た、れ、そ1、そ2、そ3、つ、ハ3小班、及び日光市足尾町木ノ面5494番地の一円の区域</p> <p>2 面積 870ヘクタール</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、庚申山周辺区域では、シラビソ、コメツガ、ブナを中心とした天然林等、多様な自然が多く残されていることから、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の獣類や、クマタカ、ノスリ等の猛禽類が採食、繁殖を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年10月27日

栃木県知事 福田 富一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域の積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類
芳賀・市貝・益子特定猟具使用禁止区域	1 区域 芳賀郡市貝町大字多田羅地内県道黒田市塙真岡線と市貝町と益子町との行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を南西に進み県道塙芳賀線との交点に至り、同所から同県道を南進し一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を東進し通称星の宮用水路（1号用水路）との交点に至り、同所から同用水路を南進し通称塙用水路（2号用水路）との合流点に至り、同所から同用水路を南進し益子町道北中星の宮線との交点に至り、同所から同町道を西進し真岡市と益子町との行政界に至り、同所から同行政界を北進し真岡市と市貝町と益子町との行政界に至り、同所から市貝町と益子町との行政界を北進し一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み市貝町道掘込線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道真岡那須烏山線との交点に至り、同所から同県道を北進し市貝町道上大羽中央線との交点に至り、同所から同町道を北進し芳賀町道1019号線との交点に至り、同町道を南東に進み市ノ堀用水路との交点に至り、同所から同用水路を北進し県道真岡那須烏山線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み芳賀町道1064号線との交点に至り、同所から同町道を東進し芳賀町道0107号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道芳賀茂木線との交点に至り、同所から同県道を東進し市貝町道市塙椎谷線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道黒田市塙真岡線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市貝町道前之内村上線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み市貝町道市塙田野辺線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み市貝町道西之内線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道芳賀茂木線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道黒田市塙真岡線との交点に至り、同所から同県道を北進し市貝町道杉山宿西之内線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み県道芳賀茂木線との交点に至り、同所から同県道を南東に進んだあと北東に進み市貝町道3036号線との交点に至り、同所から同町道を東進し市貝町と茂木町との行政界に至り、同所から同行政界を南進し市	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃器

貝町道2011号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み市貝町道3055号線との交点に至り、同所から同町道を北進し市貝町道3043号線との交点に至り、同所から同町道を北進し市貝町道3054号線との交点に至り、同所から同町道を西進し市貝町道1006号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道宇都宮茂木線との交点を経て市貝町道3059号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み市貝町道3079号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み真岡鉄道との交点に至り、同所から同鉄道を南西に進み市貝町道2014号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進みゴルフ場敷地界との交点に至り、同所から同敷地界に沿って北東に進んだ後南東に進み市貝町道1011号線との交点に至り、同所から同町道を東進しゴルフ場敷地界との交点に至り、同所から同敷地界に沿って南西に進んだ後北西に進みさらに南西に進み益子町道0323号線に至り、同所から同町道を東進しゴルフ場敷地界との交点に至り、同所から同敷地界に沿って南進しさらに南西に進み益子町道0016号線との交点に至り、同所から同町道を南進し益子町道西坪北側線との交点に至り、同所から同町道を東進し一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し益子町道0017号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み益子町道0002号線との交点に至り、同所から同町道を東進したあと北進し益子町道0012号線との交点に至り、同所から同町道を東進し益子町道大平北中線との交点に至り、同所から同町道を北進し益子町道0012号線との交点に至り、同所から同町道を東進し益子町と茂木町との行政界に至り、同所から同行政界を南西に進みゴルフ場敷地界に至り、同所から同敷地界に沿って南進しさらに南東に進み益子町道0123号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進みそのあと西進し益子町道0014号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み益子町道0002号線の交点に至り、同所から同町道を西進し県道宇都宮笠間線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み益子町道0028号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道下大羽益子線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道つくば益子線との交点に至り、同所から同県道を西進し益子町道0190号線との交点に至り、同所から同町道を西進し一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を東進さらに北進し益子町道角の川青田線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み県道宇都宮笠間線との交点に至り、同所

	<p>から同県道を東進し県道黒田市塙真岡線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 4,472ヘクタール</p>		
給部 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 芳賀郡芳賀町大字給部地内県道宇都宮向田線と町道1003号線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し町道1002号線との交点に至り、同所から同町道に沿って北東に進みさらに南東に進み、さらに南西に進み県道宇都宮向田線との交点に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 65ヘクタール</p>	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃器
芳賀上与能 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 芳賀郡芳賀町上与能地内町道2057号線と町道0109号線との交点を起点とし、同所から町道0109号線を東進し町道0221号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道2067号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道2057号線との交点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 20ヘクタール</p>	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃器
芳賀城興寺 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 芳賀郡芳賀町大字下延生地内町道0109号線と町道2024号線との交点を起点とし、同所から町道2024号線を南進し県道市塙北長島線との交点に至り、同所から同県道を西進し五行川との交点に至り、同所から同河川を北進し町道0109号線との交点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 68ヘクタール</p>	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃器
エースゴルフ 倶楽部 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 芳賀郡茂木町大字町田地内一般国道294号と町道菖蒲烏生田線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北進し町道黒田生井線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道竹原生井線に至り、同所から同町道を南進し町道菖蒲烏生田線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 (※エースゴルフ倶楽部茂木コースは平成30年12月に閉鎖しています。)</p> <p>2 面積 305ヘクタール</p>	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃器
U D	1 区域	令和5(2023)	銃器

トラックス (株)茂木 試験場 特定猟具 使用禁止区域	芳賀郡茂木町大字鮎田555番地のUDトラック ス(株)茂木試験場の敷地全域 2 面積 125ヘクタール	年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	
希望ヶ丘 カントリー クラブ 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 芳賀郡茂木町大字深沢1120番地他115筆の希 望ヶ丘カントリークラブゴルフ場の敷地全域 2 面積 115ヘクタール	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃 器
芳賀東部 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 芳賀郡芳賀町大字給部地内芳賀町道0228号線と 塩谷郡高根沢町と芳賀郡芳賀町との行政界との交 点を起点とし、同所から同行政界に沿って東進し 芳賀郡市貝町と芳賀郡芳賀町との行政界との交点 に至り、同所から同行政界を南進し県道芳賀茂木 線との交点に至り、同所から同県道を西進し町 道1052号線との交点に至り、同所から同町道を北 進し町道0203号線との交点に至り、同所から同町 道を東進し町道1227号線との交点に至り、同所か ら同町道を北進し接続する農道との交点に至り、 同所から同農道を北進し町道1237号線との交点に 至り、同所から同町道を北進し町道1215号線との 交点に至り、同所から同町道を北進し町道1044号 線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道 1224号線との交点に至り、同所から同町道を北進 し町道0228号線との交点に至り、同所から同町道 を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 343ヘクタール	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃 器
木幡地区 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 芳賀郡茂木町大字木幡地内県道飯茂木線と町道 神井木幡線との交点を起点とし、同所から同町道 を東進し町道木幡前久保線との交点に至り、同所 から同町道を南西に進み町道前久保福手線との交 点に至り、同所から同町道を南東に進み東ノ宮カ ントリークラブの敷地界との交点に至り、同所か ら同敷地界を南東に進んだ後南進し西進し、さら に北西に進み県道飯茂木線との交点に至り、同所 から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円 の区域 2 面積 134ヘクタール	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃 器
菅又調整池 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 芳賀郡茂木町大字坂井地内一般国道294号と菅 又調整池管理道路との交点を起点とし、同所から 同管理道路を南西に進み、さらに北西に進み林道 赤堂線との交点に至り、同所から同林道を東進し	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃 器

	<p>一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 32ヘクタール</p>		
<p>鹿沼中央 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 鹿沼市玉田町地内県道板荷玉田線と市道1039号線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み県道鹿沼環状線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道0001号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道0027号線との交点に至り、同所から同市道を北進し鹿沼市と宇都宮市との行政界に至り、同所から同行政界を北進し東進した後南進しさらに西進し市道0028号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み県道鹿沼環状線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み東日本旅客鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同鉄道を南東に進み県道宇都宮楡木線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道0006号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道0029号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道7049号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進みさらに南西に進み一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み市道0029号線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み市道0022号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道0350号線との交点に至り、同所から同市道を北進し農道との交点に至り、同所から同農道を西進し県道鹿沼環状線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道7007号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道7102号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道0329号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道7103号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道7345号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道鹿沼環状線との交点に至り、同所から同県道を西進し黒川との交点に至り、同所から同河川右岸を南進し市道0003号線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し市道0301号線との交点に至り、同所から同市道を東進し北進しさらに東進し市道0024号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道宇都宮楡木線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道0004号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道7069号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道7066号線との交点に至り、同</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

所から同市道を東進し市道7405号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道羽生田鶴田線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道7299号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道7066号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道7969号線との交点に至り、同所から同市道を北西に200メートル進み壬生町羽生田地内富士山古墳に通じる農道との交点に至り、同所から同農道を西進し南進し西進しさらに北進し市道9214号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道9215号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道0025号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道9023号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道宇都宮楡木線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道9033号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道9222号線との交点に至り、同所から同市道を南進し一般国道352号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し市道0359号線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し県道深程楡木線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道キ015号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道キ747号線との交点に至り、同所から同市道を北進し鹿沼72カントリークラブの敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を北西に進み市道M062号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道0201号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道深程楡木線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道上久我都賀栃木線との交点に至り、同所から同県道を北進し大芦川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北進し県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道上日向山越線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道2029号線との交点に至り、同所から同市道を西進し大芦川との交点に至り、同所から同河川右岸を南進し市道0320号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道8055号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道8044号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道上久我都賀栃木線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道草久栗野線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道鹿沼栗野線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道ア007号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み林道松木沢線との交点に至り、同所から同林道を北進し作業道との交点に至り、同所から同作業道を北進し渡良瀬

	<p>川森林計画区鹿沼市栗野地区61林班イ準林班とウ準林班の準林班界に至り、同所から同準林班界を北進し上南摩町と栗野町との町の境界に至り、同所から同境界を南東に進み県道鹿沼栗野線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道上久我都賀栃木線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道鹿沼栗野線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道0352号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2074号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道鹿沼日光線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道上日向山越線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道0002号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0348号線との交点に至り、同所から同市道を東進し東武鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同鉄道を北進し市道0013号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進みさらに北進し市道1039号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、御殿山鳥獣保護区の区域を除く。）</p> <p>2 面積 6,032ヘクタール</p>		
<p>栗野深程 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 鹿沼市深程地内市道0005号線と県道栃木栗野線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し渡良瀬川森林計画鹿沼市清洲地区2林班ウ準林班とエ準林班界との交点に至り、同所から同準林班界を北西に進み鷹ゴルフ倶楽部敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を西進し、林道深程線との交点に至り、同所から同林道を西進し清洲地区6林班イ準林班とウ準林班の交点に至り、同所から同準林班界を北進し八洲カントリー倶楽部敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を北進し市道キ238号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道0103号との交点に至り、同所から同市道北西に進み、さらに西進し市道0210号との交点に至り、同所から同市道を北進し思川との交点に至り、同所から同河川左岸を南西に進み市道ア028号との交点に至り、同所から同市道を北進し県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を東進し鹿沼市久野と西沢町との字界に至り、同所から同字界を南東に進み市道キ253号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道8081号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0005号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 642ヘクタール</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

トムソン カントリー 倶楽部 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 鹿沼市深程地内県道栃木粟野線と市道キ025号線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み宇都宮西中核工業団地境界との交点に至り、同所から同境界を北進しさらに東進し思川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を東進し栃木市西方町本城地内東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し赤津川との交点（脇谷橋）に至り、同所から同河川左岸を北西に進み県道栃木粟野線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 678ヘクタール</p>	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃 器
大倉カントリー クラブ 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 栃木市西方町真名子地内市道1009号線と栃木市西方町と栃木市都賀町との行政界との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進みさらに東進し栃木市立真名子小学校敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を南進しさらに東進し市道51016号線との交点に至り、同所から同市道を南進し栃木市西方町と栃木市都賀町との行政界に至り、同所から同行政界を西進しさらに北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 192ヘクタール</p>	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃 器
日光・今市 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 日光市所野地内の県道栗山日光線と県道日光今市線との交点を起点とし、同所から県道日光今市線を北西に進み稲荷川との交点（稲荷川橋）に至り、同所から稲荷川右岸を北西に進み平成30年度樹立（令和3年度変更）鬼怒川森林計画日光地区33林班イ準林班と33林班ウ準林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進し33林班ウ準林班と33林班オ準林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進し34林班との林班界に至り、同所から33林班ウ準林班と33林班エ準林班との林班界を南進し33林班エ準林班5林小班との接点に至り、同所から33林班エ準林班5林小班と7林小班との林班界を南進し33林班エ準林班3林小班との接点に至り、同所から33林班エ準林班3林小班と7林小班との林班界を南進し外山山頂（880m）に至り、同所から東側尾根つたいに東進し赤沢堰堤に至り、同所から赤沢を北進し33林班と35林班との林班界に至り、同所から同林班界を北西に進み日光市道日33002号線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道栗山日光線との接点に至り、同所から同県道を南進し市道日13026号線との接点</p>	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃 器

に至り、同所から同市道を南東に進み江戸川との交点に至り、同所から同河川を東進し所野第2団地から所野第2発電所へ向かう通路との交点に至り、同所から同通路を東進し、さらに南進し県道日光今市線との交点に至り、同所から同県道を東進し日光市道今33026号線との接点に至り、同所から同市道を東進し日光市道今33033号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般国道121号(旧道)との交点に至り、同所から同国道を北東に進み日光市道今35062号線との交点に至り、同所から同市道を東進し日光市道今35059号線との交点に至り、同所から同市道を東進し一般国道121号との交点に至り、同所から同国道を南進し日光市道今2067号線との交点に至り、同所から同市道を南進し一般国道461号との交点に至り、同所から同国道を東進し日光市道今35137号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み日光市道今35136号線との接点に至り、同所から同市道を東進し日光市道今35143号線との交点に至り、同所から同市道を東進し日光市道今35142号線との接点に至り、同所から同市道を東進し日光市道今2064号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道大桑大沢線との交点に至り、同所から同県道を南進し大谷川との交点に至り、同所から同河川右岸を西進し日光市道今1012号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道今市氏家線との交点に至り、同所から同県道を西進し日光市道今1010号線との交点に至り、同所から同市道を南進し一般国道199号との交点に至り、同所から同国道を東進し日光市道今1013号線との交点に至り、同所から同市道を南進し日光市道今1009号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み東武鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同線を南進し田川との交点に至り、同所から同河川を北西に進み日光市道今2030号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道宇都宮今市線との接点に至り、同所から同県道を南進し、さらに西進し行川との交点に至り、同所から同河川を西進し日光市和泉と同市平ヶ崎との境界に至り、同所から同境界を北進し日光宇都宮道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み日光市道日34106号線との交点に至り、同所から同市道を南進し日光市道日34108号線との接点に至り、同所から同市道を西進し日光市道日34244号線との接点に至り、同所から同市道を西進し県道鹿沼日光線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み一般国道119号との交点に至り、同所から同国道を西進し県道栗山日光線との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

	3,518ヘクタール		
氏家・宝積寺 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域</p> <p>さくら市長久保地内一般国道4号と市道U1-20号との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道U2-40号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般国道293号との交点に至り同所から同一般国道を西進し市道U1-19号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道U1-8号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道U1-17号との交点に至り、同所から同市道を西進し県道上高根沢氏家線との交点に至り、同所から同県道を南進し高根沢町道302号線との交点に至り、同所から同町道を西進しさくら市道1575号との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道4号上阿久津バイパスとの交点に至り、同所から同バイパスを南進し一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し高根沢町道125号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道303号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道363号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み東日本旅客鉄道株式会社烏山線との交点に至り、同所から同鉄道を東進し町道320号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道宇都宮那須烏山線との交点に至り、同所から同県道を50メートル西進し農道との交点に至り、同所から同農道を南進し県道宇都宮那須烏山線宝積寺バイパスと県道杉山石末線との交点に至り、同所から県道杉山石末線を東進し町道48号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道63号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道宝積寺太田線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道宇都宮那須烏山線宝積寺バイパスとの交点に至り、同所から同県道を西進し町道348号線との交点に至り同所から同町道を南進し宇都宮市道363号線との交点に至り、同所から同市道を南進し宇都宮市道375号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道408号沿いの崖上に通じる農道との交点に至り、同所から同農道を西進し一般国道408号沿いの崖上に至り、同所から同一般国道を直角に見通し同一般国道に至り、同所から同一般国道を北進し一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し新鬼怒川橋に至り、同所から県営宝積寺緑地を含む鬼怒川左岸を北進し阿久津大橋と鬼怒川との交点に至り、同所から同河川左岸を北進し鬼怒川左岸段丘との交点に至り、同所から同段丘を北進し草川用水と鬼怒川の合流点との交点に至り、同所から同用水右岸を上流に進み鬼怒川左岸堤防端に至り、同所から同堤防を北西に進み氏家大橋との交点に至り、同</p>	令和5(2023)年11月1日から 令和15(2033)年10月31日まで	銃 器

	<p>所から鬼怒川左岸と並行するさくら市道U1306号との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道U1451号との交点に至り、同所から同市道を北進し草川用水との交点に至り、同所から同用水左岸を北西に進み市道U1217号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道U1441号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道U1438号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線との交点に至り、同所から同鉄道を北進し市の堀用水との交点に至り、同所から同用水右岸を東進し市道U1220号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1-20号との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、さくら南小学校鳥獣保護区、勝山城跡公園鳥獣保護区を除く。）</p> <p>2 面積 3,277ヘクタール</p>		
<p>鷺宿・大日向カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域</p>	<p>1 区域 さくら市鷺宿地内県道大田原氏家線と市道K1003号との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み市道K3254との交点に至り、同所から同市道を東進し農道との交点に至り、同所から同農道を南東に進み市道K1004号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道K1003号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道K1005号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み内川右岸堤防に至り、同所から同右岸堤防を北西に進み市道K3159号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道K1002号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道大田原氏家線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 314ヘクタール</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>塩谷泉特定猟具使用禁止区域</p>	<p>1 区域 塩谷郡塩谷町大字泉地内塩谷町道原荻野目泉前田線と塩谷町道芦場大宮線との交点を起点とし、同所から塩谷町道芦場大宮線を北西に進み塩谷町道田所飯岡線との交点に至り、同所から同町道を東進し塩谷町道原荻野目泉前田線との交点に至り、同所から同町道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 57ヘクタール</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>矢板西小学校特定猟具使用禁止区域</p>	<p>1 区域 矢板市幸岡地内林道鳴神線（通称合会幸岡線）と矢板市道幸岡鹿島町1号線との交点を起点と</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)</p>	<p>銃 器</p>

	し、同所から同市道を東進し矢板市道幸岡館ノ川3号線（通称幸岡館の川線）との交点に至り、同所から同市道を南東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を西進し林道鳴神線との交点に至り、同所から同林道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 55ヘクタール	年10月31日まで	
ニ ッ カ ウ キ ス キー 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 さくら市早乙女1765番地ほかニッカウキスキー株式会社栃木工場の敷地全域 2 面積 27ヘクタール	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃 器
喜 連 川 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 さくら市喜連川地内県道塩谷喜連川線と県道佐久山喜連川線との交点を起点とし、同所から県道佐久山喜連川線を北進し農地と山林との地類界との交点に至り、同所から同地類界を南東に進み市道K3056号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道K2014号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道K2013号との交点に至り、同所から同市道を南進し農地と山林との地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し、さらに南進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し内川右岸との交点に至り、同所から同右岸を南進し荒川左岸との交点に至り、同所から同左岸を西進し農道との交点に至り、同所から同農道を北進し野辺山地内の農地と山林との地類界との交点に至り、同所から同市道を北進し市道K1007号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道塩谷喜連川線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、喜連川鳥獣保護区を除く。） 2 面積 605ヘクタール	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃 器
セ ブ ン ハ ン ド レ ッ ド 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 さくら市早乙女2370番地ほかセブンハンドレッドクラブの敷地全域 2 面積 100ヘクタール	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃 器
木 綿 畑 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 那須塩原市高林地内主要地方道矢板・那須線と市道木綿畑本田湯宮線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み林道小蛇尾線との交点に至り、同所から同林道を西進し令和2年度樹立（令和3年度変更）那珂川地域森林計画区那須塩原市高林地区18林班と同19林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を北東に進み同28林	令和5(2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで	銃 器

	<p>班界との交点に至り、同所から同林班界を北東に進み同森林計画区域界に至り、同所から同区域界を東に進み同30林班との交点に至り、同所から同林班界を北東に進み同30林班ウ22小班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を北東方向に進み同区域界と接する農道との交点に至り、同所から同農道を東進し市道木綿畑本田湯宮線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 454ヘクタール</p>		
百村 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須塩原市百村2568番地外165筆の太陽の里・安らぎの里分譲地全域</p> <p>2 面積 3ヘクタール</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃器
黒磯渡辺・佐野 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須塩原市佐野170番地1外445筆の那須高原自治会分譲地全域</p> <p>2 面積 38ヘクタール</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃器
Bison96号 発電所 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須烏山市向田字赤芝前439番地他245筆、Bison96号発電所の敷地全域</p> <p>2 面積 45ヘクタール</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃器
馬頭ゴルフ 倶楽部 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那珂川町大内地内の一般国道461号と町道大内大山田線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し農道(旧町立東中学校北)との交点に至り、同所から同農道を東進し在念沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進み橋に至り、同所から尾根沿いにゴルフ場との境界をさらに北東に進み町道谷川入郷赤土線に至り、同所から同町道を東進し荷田沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み町道北原荷田線との交点に至り、同所から同町道を南南東に進み町道谷川入郷線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み一般国道461号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み町道大内大山田線との交点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 170ヘクタール</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃器
都賀町憩の森 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 栃木市都賀町富張地内東北自動車道と市道42002号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道42026号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道42012号線との交点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃器

	<p>り、同所から同市道を北西に進み三ノ宮橋東側の農道との交点に至り、同所から同農道を北進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 15ヘクタール</p>		
つがスポーツ公園 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 栃木市都賀町家中地内桑原用水中幹線と思川右岸堤防との交点を起点とし、同所から同堤防を南進し北関東自動車道との交点を経てさらに約250メートル南進した地点で同堤防と交わる私道に至り、同所から同私道を南西に進み八坂神社敷地界に至り、同所から同敷地界を南西に進みさらに北西に進み私道との交点に至り、同所から同私道を北西に進み都賀町家中3391-1番地敷地へ続く私道との交点に至り、同所から最短距離を通過して桑原用水東幹線と市道1001号線との交点に至り、同所から同水路を西進しさらに北進し市道42042号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道42029号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1001号線との交点に至り、同所から同市道を北進し桑原用水中幹線との交点（水門橋）に至り、同所から同水路を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 49ヘクタール</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃器
小山 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 小山市羽川地内一般国道4号と市道9号線との交点を起点として、同所から同市道を西進し市道10号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1286号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1287号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道10号線との交点に至り、同所から同市道を北進し小山市と下野市との行政界に至り、同所から同行政界を東進し一般国道4号に至り、同所から同一般国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 146ヘクタール</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃器
東武藤が丘 カントリー倶楽部 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 栃木市藤岡町太田3857番地1号ほか東武藤が丘カントリー倶楽部の敷地全域</p> <p>2 面積 86ヘクタール</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃器
足利 カントリークラブ 特定猟具	<p>1 区域 佐野市飛駒町6380番地ほか足利カントリークラブの敷地全域</p> <p>2 面積</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃器

使用禁止区域	94ヘクタール		
南河内祇園原 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 下野市薬師寺地内一般国道4号と市道南1-1号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道南5号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道南1-7号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道結城石橋線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道4106号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道4099号線との交点に至り、同所から同市道を西進し通称西谷田用水との交点に至り、同所から同用水路を南進し市道南2-12号線との交点に至り、同所から通称グリーンタウン下野地区の東境を南進し市道国1-2号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南533号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南512号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南509号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道国1071号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道国3135号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 388ヘクタール</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃 器
みぶ羽生田 産業団地 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 下都賀郡壬生町大字羽生田地内県道宇都宮亀和田栃木線と町道1-166号線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し町道1-170号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道1-310号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道1-333号線との交点に至り、同所から同町道を北進し、壬生町と鹿沼市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東に進み、県道羽生田鶴田線との交点に至り、同所から同県道を南進し、県道宇都宮亀和田栃木線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 103ヘクタール</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃 器
栃木・小山 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 小山市大字寒川地内県道南小林松原線と小山市道4147号線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み小山市道4544号線との交点に至り、同所から同市道を北進し栃木市と小山市との行政界に至り、同所から同行政界を北進し県道和泉間々田線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道蛭沼川連線との交点に至り、同所から同県</p>	令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで	銃 器

道を南進し旧大平町と旧藤岡町との旧行政界に至り、同所から同旧行政界を西進しさらに北西に進み旧岩舟町と旧藤岡町との旧行政界に至り、同所から同旧行政界を南西に進み栃木市道1068号線との交点に至り、同所から同市道を北進し栃木市道62262号線との交点に至り、同所から同市道を西進し栃木市岩舟町静戸字稲荷161番地先農道との交点に至り、同所から同農道を北進し栃木市岩舟町曲ヶ島字新田1846番地先農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み栃木市道66250号線との交点に至り、同市道を北進し栃木市道66210号線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃木市道2125号線との交点に至り、同所から同市道を北進し一般国道50号との交点に至り、同所から同一般国道を南東に進み栃木市道62219号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道和泉間々田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み栃木市道62147号線との交点に至り、同所から同市道を北進し栃木市道62075号線との交点に至り、同所から同所に接する農道を北進し栃木市道62087号線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃木市道62089号線との交点に至り、同所から同市道を南進しさらに東進し栃木市道62081号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに北進し栃木市道62110号線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃木市道21115号線との交点に至り、同所から同市道を南進し栃木市道2121号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道蛭沼川連線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道岩舟小山線との交点に至り、同所から同県道を西進し栃木市道22208号線との交点に至り、同所から同市道を北進し栃木市道22185号線との交点に至り、同所から同市道を北進し栃木市道22150号線との交点に至り、同所から同市道を西進し栃木市道22185号線との交点に至り、同所から市道を北進し栃木市道22137号線との交点に至り、同所から同市道を西進し栃木市道2093号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み栃木市道1049号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道栃木藤岡線との交点に至り、同所から同県道を西進し栃木市道1048号線との交点に至り、同所から同市道を西進し栃木市道23091号線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃木市道23069号線との交点に至り、同所から同市道を北進し栃木市道23086号線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃木市道2092号線との交点に至り、同所から同市道を北進し栃木市道1037号線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃木市道2078号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み栃木市道1001号線との交点

に至り、同所から同市道を北東に進みさらに南東に進み県道栃木藤岡線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み永野川左岸との交点に至り、同左岸を南東に進み栃木市道21041号線との交点に至り、同所から同市道を北進し栃木市道21110号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道蛭沼川連線との交点に至り、同所から同県道を北進し栃木市道21078号線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃木市道21115号線との交点に至り、同所から同市道を南進し栃木市道2038号線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃木市道1040号線との交点に至り、同所から同市道を南進し栃木市道22025号線との交点に至り、同所から同市道を南進し栃木市道22056号線との交点に至り、同所から同市道を南進し同市道と接する農道との交点に至り、同所から同農道を東進し栃木市と小山市との行政界に至り、同所から同行政界を北進しさらに東進しさらに北進し県道小山大平線との交点に至り、同所から同県道を東進し小山市道2号線との交点に至り、同所から同市道を南進し小山市道1227号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小山市道1235号線との交点に至り、同所から同市道を南進し小山市道1232号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小山市道1229号線との交点に至り、同所から同市道を南進し小山市道2号線との交点に至り、同所から同市道を南進し小山市道1239号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小山市道1427号との交点に至り、同所から同市道を南進し県道岩舟小山線を越え小山市道4029号線との交点に至り、同所から同市道を西進し小山市道4504号線との交点に至り、同所から同市道を南進し一般国道50号との交点に至り、同所から同国道を西進し県道南小林松原線との交点に至り、同所から同県道を南進し大字下泉と大字鏡との行政界に至り、同所から同行政界を東進し小山市道4099号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み小山市道4073号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小山市道4110号線との交点に至り、同所から同市道を南進し小山市道4500号線との交点に至り、同所から同市道を西進し小山市道4111号線との交点に至り、同所から同市道を南進し小山市道4518号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道南小林松原線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み小山市道4546号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み小山市道4125号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小山市道4590号線との交点に至り、同所から同市道を北進し小山市道4124号線との交点に至り、同所から同市道を東進し同市道から続く農道との交点に至り、同所か

	り、同所から同市道を南東に進み県道和泉間々田線に至り、同所から同県道を東進し小山市道4132号線との交点に至り、同所から同市道を南進し小山市道4503号線との交点に至り、同所から同市道を西進し小山市道4145号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道4146号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	
2	面積	
	2,746ヘクタール	

栃木県告示第390号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成26年栃木県告示第508号）の一部を次のように改正し、令和5（2023）年11月1日から適用する。

令和5（2023）年10月27日

栃木県知事 福田 富一

小山寒川・中地区特定猟具使用禁止区域の項を削る。

栃木県告示第391号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成27年栃木県告示第493号）の一部を次のように改正し、令和5（2023）年11月1日から適用する。

令和5（2023）年10月27日

栃木県知事 福田 富一

鹿沼中央特定猟具使用禁止区域の項を削る。

栃木県告示第392号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成29年栃木県告示第486号）の一部を次のように改正し、令和5（2023）年11月1日から適用する。

令和5（2023）年10月27日

栃木県知事 福田 富一

大平特定猟具使用禁止区域の項を削る。

栃木県告示第393号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（令和元年栃木県告示第340号）の一部を次のように改正し、令和5（2023）年11月1日から適用する。

令和5（2023）年10月27日

栃木県知事 福田 富一

岩舟・静戸特定猟具使用禁止区域の項を削る。

（自然環境課）

栃木県告示第394号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和5(2023)年10月27日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営山口地区土地改良(区画整理)事業	令和5(2023)年10月30日から同年11月28日まで	令和5(2023)年12月13日	上都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第395号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年10月27日から同年11月27日まで一般の縦覧に供する。

令和5(2023)年10月27日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮笠間線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
1	前	芳賀郡益子町大字下大羽字五反田1529から 芳賀郡益子町大字下大羽字五反田259-4まで	8.6~16.5	163.4	
	後	芳賀郡益子町大字下大羽字五反田1529から 芳賀郡益子町大字下大羽字五反田259-4まで	10.2~20.8	163.4	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 鹿沼日光線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
14	前	鹿沼市上日向字高瀬957番地1から 鹿沼市上日向字高瀬970番地1まで	12.7~14.3	51.7	
	後A	鹿沼市上日向字高瀬957番地1から 鹿沼市上日向字高瀬970番地1まで	12.7~14.3	51.7	
	後B	鹿沼市上日向字高瀬957番地1から 鹿沼市上日向字高瀬970番地1まで	9.0~13.7	51.7	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 下岡本上三川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
71	前	宇都宮市平出町字小原347-1 から 宇都宮市平出町字小原347-1 まで	16.0 ~ 17.4	28.5	
	後	宇都宮市平出町字小原347-1 から 宇都宮市平出町字小原347-1 まで	14.1 ~ 15.5	28.5	

栃木県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年10月27日から同年11月27日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年10月27日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道119号	宇都宮市徳次郎町字東屋敷118から 宇都宮市徳次郎町字東屋敷106まで	令和5（2023）年 10月27日
14	主要地方道 鹿沼日光線	鹿沼市上日向字高瀬957番地1から 鹿沼市上日向字高瀬998番地2まで	令和5（2023）年 10月27日
206	一般県道 飯茂木線	芳賀郡茂木町大字飯1773-1から 芳賀郡茂木町大字飯1674-1まで	令和5（2023）年 10月27日

(道路保全課)

栃木県告示第397号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年10月27日

栃木県知事 福田 富一

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定 年 月 日
有限会社とやま不動産	栃木県小山市駅東通り一丁目7番22号海老沼ビル1F	栃木県小山市駅東通り一丁目7番22号海老沼ビル1F	令和5（2023）年 10月18日
株式会社リンク	栃木県下都賀郡壬生町落合一丁目1番2号	栃木県下都賀郡壬生町落合一丁目1番2号	令和5（2023）年 10月18日

(住宅課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年10月27日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	那須町	令和5(2023)年10月18日	法令殺

(畜産振興課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5(2023)年10月27日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
さくら市喜連川字行人塚926番、1020番1、1020番4、1020番5、1020番6、1020番8、1020番9、1022番、1023番、1024番、1024番2、1025番1、1025番2、1026番1、1026番2、1031番	さくら市喜連川1025番地	社会福祉法人養徳園
河内郡上三川町大字上三川字富士山3499番1、3499番2、3500番1、3501番1、3502番1、3502番2、3503番1	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階	株式会社コスモス薬品
芳賀郡芳賀町大字芳志戸字上岡1816番3、1817番3	埼玉県川越市大字笠幡1570番地4(ウエストユーB104号室)	見 目 航 平 見 目 幸 恵
塩谷郡塩谷町大字玉生字荒川向865番1の一部、955番1の一部、955番3の一部、955番14の一部、字川原956番2、字大塚380番5の一部 (開発行為に関する工事) 塩谷郡塩谷町大字玉生字荒川向865番1の一部、868番1の一部、868番3の一部、870番1の一部、872番1の一部	塩谷郡塩谷町大字玉生741番地	塩谷町

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

令和5(2023)年10月27日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

施 設 の 名 称	所 在 地
医療法人矢尾板記念会 介護医療院だんえん	日光市木和田島3008-10